

第18回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及びその運用状況の概要

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2018年10月1日から2019年9月30日まで)

株式会社フィックスターズ

法令及び当社定款第13条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.fixstars.com/>）に掲載することにより株主の皆様を提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、企業倫理規程を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

- 1) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。
- 2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務の執行状況の報告は適時適切に、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は遅滞なく取締役会及び監査役会に報告します。
- 3) 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程、組織規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。
- 4) 定期的を実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を定期的に取り締役に報告する体制を構築します。
- 5) 法令等違反行為の自主的な申告を促す制度として、通常の報告系統とは独立した情報収集ルートとして「内部通報制度」を定め、当社のコンプライアンス規程にその運用方法を規定します。
- 6) コンプライアンス担当取締役を任命し、定期的コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンス問題に取り組めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、「文書管理規程」等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。
- 2) 社内情報管理規程を制定し、情報管理責任者を任命し、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、「リスクマネジメント規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は取締役社長指揮下のリスク管理委員会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。

また、外部機関を活用した与信管理や、顧問法律事務所から、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限一覧表に該当する事項は、全て取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために、執行役員制度を導入し、業務分掌規程及び組織規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程を制定し、当社及び子会社は、各社の事業戦略を共有し、グループ一丸となった経営を行います。

イ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の親会社に対する報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、当社に対して適時適切な報告を求めるとともに、必要に応じて承認及び助言を行います。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社におけるリスク管理状況について、当社に対して報告を求めるとともに、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適切なグループ経営体制の構築のため、関係会社管理規程に基づき主管部門を定め、必要に応じて子会社に対し、役職員の派遣を行います。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、報告を求めるとともに、体制整備のために必要な支援及び助言を行います。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。

⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該従業員の補助すべき期間中における指揮命令権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該期間中における人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当該従業員の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ます。

- ⑧ イ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役が取締役会の他、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を整備します。
 - 2) 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。
- ロ 子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役が子会社の取締役等から定期的な当社取締役会への活動報告を聴取する他、必要に応じて説明を求めることができる体制を整備します。
 - 2) 監査役が当社の子会社等管理責任者等から必要に応じて、子会社業務に関わる契約書その他重要な文書を閲覧し、説明を求めることができる体制を整備します。
- ⑨ 前号イ、ロの報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役及び従業員が、監査役への報告又は内部通報窓口への通報により、不当な処分や評価を受けないことを、社内規程に明示的に定めます。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。
 - 2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用に対し、毎年、一定額の予算を設けます。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役が、代表取締役等と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制を整備します。
 - 2) 監査役が、会計監査人、内部監査人及び社外取締役と連携を図り、監査の効率性及び実効性を確保できる体制を整備します。

2. 業務の適正性を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの運用状況については、四半期ごとに取締役会で運用状況の報告をし、取締役会で整備・運用の適正性についての確認をしております。

当事業年度における、運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制の構築について

役員及び従業員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口をコンプライアンス委員会に設置しております。

② 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を13回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

また、重要な課題及び問題点を議論し、具体的な業務執行について報告・協議を行う執行役員会を13回開催し、業務執行の適正性及び効率性を確保しております。

③ リスクマネジメント体制の構築について

リスクの予防及び迅速な対応のため、リスクマネジメント規程を制定し、リスクマネジメント委員会を定期的に開催しております。

④ グループ管理体制について

子会社については内部監査人の監査結果報告、子会社取締役の活動報告及び当社の子会社管理責任者の管理状況報告を取締役会で定期的に受け、子会社の重要事項に関する適時適正な取締役会の監視・監督機能強化に努めております。

⑤ 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を12回開催し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く審議、検証し、適宜助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか執行役員会等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、経営監視機能の改善強化に向けて意見交換を行いました。

その他、会計監査人、内部監査人、社外取締役等とも定期的に会合の機会を持ち連携を深めるよう努めました。

また、監査役の指示に基づいて業務を行う監査役スタッフを1名配置しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 Fixstars Solutions, Inc.

株式会社Fixstars Autonomous Technologies

株式会社スリーク

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度より、株式会社スリークを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社アイ・イー・テック及び株式会社Fixstars Cloud Solutionsは清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ロ. たな卸資産
 - ・商品・製品・原材料
移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
 - ・仕掛品
個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

a. 当社及び国内子会社

- ・建物（建物附属設備を除く）
定額法

・建物以外

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・・・定額法

b. 海外子会社

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～7年
工具、器具及び備品	2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度における計上額はありません。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「敷金及び保証金」は154,140千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「受取利息」(当連結会計年度は10千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「未払配当金除斥益」は426千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	33,575,000株	35,000株	一株	33,610,000株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加35,000株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年12月13日 定時株主総会	普通株式	232,346	7.0	2018年9月30日	2018年12月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	247,704	7.5	2019年9月30日	2019年12月20日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

25,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは長期的な事業投資等の資金調達については、銀行からの借入や社債発行により調達を行う方針にしております。短期的な運転資金については、必要に応じ銀行借入による調達を行う方針にしております。また、デリバティブ取引は、リスクを回避するための利用を含め、必要に応じて検討する方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式並びに投資事業有限責任組合への出資であり、株式は市場リスク（市場価格の変動リスク）、投資事業有限責任組合への出資は組入れられた株式の発行体の経営状況並びに財務状況の変化に伴い出資元本を割り込むリスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1カ月以内の支払い期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権並びに敷金及び保証金について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち株式については、定期的に株価や取引先企業の財務状況、市場金利の動向を把握しております。また、投資事業有限責任組合への出資については、定期的に組合の決算書等により財務状況等を把握しております。

買掛金は、資金計画表を作成する等の方法により管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,701,043	1,701,043	—
(2) 電子記録債権	670,785	670,785	—
(3) 売掛金	1,161,946	1,161,946	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	27,248	27,248	—
(5) 敷金及び保証金(※)	332,583	337,726	5,142
資産計	3,893,607	3,898,750	5,142
(6) 買掛金	121,801	121,801	—
負債計	121,801	121,801	—

※「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の未償却残高が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金

これらは、短期間に決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、市場価格のあるものは取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

(負債)

(6) 買掛金

買掛金については、短期間に決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額48,625千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日以降の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	1,701,043	—	—
電子記録債権	670,785	—	—
売掛金	1,161,946	—	—
敷金及び保証金	—	147,762	184,820
合計	3,533,775	147,762	184,820

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 99円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円34銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

(子会社による事業譲受)

当社連結子会社である株式会社スリークは、2019年10月1日開催の取締役会において、Sider株式会社の一部事業を譲り受けることについて決議しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Sider株式会社

譲受事業の内容 コードレビュー自動化ツール「Sider」事業

② 企業結合を行った主な理由

当社連結子会社である株式会社スリークは、AIによるソフトウェア開発マネジメントサービス「Sleek」を提供しております。「Sleek」のさらなる機能強化及び事業化の加速を目指し、Sider株式会社よりコードレビュー自動化ツール「Sider」事業を譲り受けることといたしました。

③ 企業結合日

2019年10月31日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式会社スリークが現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

(2) 取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により、非開示とさせていただきます。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,800千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き入れた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

(子会社の設立)

(1) Sleek, Inc.

当社の連結子会社である株式会社スリークは、2019年10月1日開催の取締役会において子会社（当社孫会社）の設立を決議しております。

① 設立の目的

当社連結子会社である株式会社スリークは、AIによるソフトウェア開発マネジメントサービス「Sleek」を提供しております。「Sleek」のさらなる事業化の加速を目指し、株式会社スリークの子会社（当社孫会社）となるSleek, Inc.を米国カリフォルニア州に設立することといたしました。

② 設立する子会社（当社孫会社）の概要

名称	Sleek, Inc.
事業内容	AIによるソフトウェア開発マネジメントサービスの提供
資本金	80万米ドル
設立年月日	2019年10月1日
出資比率	株式会社スリーク 100%

(2) 株式会社Smart Opinion

当社は、2019年10月16日開催の取締役会において、プロディジーマディカル株式会社との合弁会社（子会社）の設立を決議しております。

① 設立の目的

医療分野のさまざまな用途で、AIの活用が進められております。中でも診断補助は、厚生労働省が定める保健医療分野においてAI開発を進めるべき重点領域の一つとして取り上げられております。しかしながら、CTやMRIでは、撮影された医療用画像に対してAIによる画像認識技術を活用した診断補助が行われている一方で、超音波検査装置のような診察現場で動画をリアルタイムで表示するケースでは、AIによる診断補助は行われておりません。このような状況下、当社は、AIを用いた乳房超音波検査リアルタイム解析システムの開発を進めており、このたび、当該システムの事業化促進を意図し、プロディジーマディカル株式会社と合弁会社を設立することといたしました。

② 設立する子会社の概要

名称	株式会社Smart Opinion
事業内容	乳がん等AI解析事業
資本金	2,000万円
設立年月日	2019年10月24日
出資比率	当社 65%、プロディジーマディカル株式会社 35%

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

- ・ 商品・製品・原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- ・ 仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

- ・ 建物(建物附属設備を除く)

定額法

- ・ 建物以外

2007年3月31日以前に取得したもの・・・旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの・・・定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・・・定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～7年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売金額を基準として販売金額に応じた割合に基づく償却額と販売可能期間（3年）に基づく定額償却額のいずれが多い金額をもって償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度における計上額はありません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

（貸借対照表）

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。なお、前事業年度の「敷金及び保証金」は153,783千円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「受取利息」(当事業年度は3千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 金銭債権	69,668千円
(2) 金銭債務	47,035千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 298,766千円

仕入高 200,125千円

営業取引以外の取引高 27,927千円

(2) 研究開発費の総額

一般管理費に含まれる研究開発費 171,206千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	382,710株	200,000株	一株	582,710株

(注) 普通株式の自己株式の増加200,000株は、2018年11月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	29,476千円
一括償却資産償却限度超過額	7,736千円
未払事業税	14,469千円
たな卸資産	6,015千円
子会社株式評価損	67,452千円
法定福利費	4,398千円
減価償却超過額	11,364千円
その他	9,376千円
繰延税金資産小計	150,291千円
評価性引当額	△67,452千円
繰延税金資産合計	82,839千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,562千円
繰延税金負債合計	5,562千円
繰延税金資産の純額	77,277千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Fixstars Solutions, Inc.	所有 直接 100.0%	ソフトウェアの 開発委託 ソフトウェアの 開発受託 商品の仕入 役員の兼任	仕入高	200,125	買掛金	42,649
子会社	株式会社 Fixstars Autonomous Technologies	所有 直接 66.6%	労働者派遣 管理業務の受託 出向者の転出 経費等の立替 役員の兼任	業務受託料	23,636	その他 流動資産	6,097

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引内容及び取引金額を除く項目は、期末日現在のものを記載しております。
2. ソフトウェアの開発委託については、他の外注先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。
3. ソフトウェアの開発受託については、他の販売先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。
4. 商品の仕入については、市場価格等を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。
5. 労働者派遣については、他の派遣先との取引価格を参考にしてその都度交渉の上、決定しております。
6. 管理業務の受託については、業務内容を勘案し契約により決定しております。
7. 出向については、出向に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
8. 経費等の立替は、諸経費の支払を親会社が立替したものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 90円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 22円54銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。